

会 議 録

1 会議名

第1回上越市いじめ問題対策連絡協議会

2 議題

○説明（公開）

(1)上越市いじめ問題対策連絡協議会について

(2)上越市いじめ防止基本方針及び設置に関する組織と関係条例、規則について

○協議（非公開）

(1)上越市のいじめ実態に基づく、いじめ防止等のための取組について

(2)事例検討

(3)その他

3 開催日時

令和3年5月18日（火）午前10時30分から12時10分

4 開催場所

上越市教育プラザ3階 大会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

議題(1)及び(2)、(3)については、上越市審議会等の会議の公開に関する条例第7条第2項（個人情報）及び第5号（行政運営情報）に該当するため非公開

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員： 山田正典、齊藤郁子、山本克志、阿部勉、渡辺晶恵、米山正浩、近藤隆司、岩片嘉和、笠原文臣、小山彰、原成史

・事務局： 市川教育部長、学校教育課 野田課長、水澤参事、田邊管理指導主事、小山指導主事

8 発言の内容（要旨）

(1) 開会（公開）

司会（事務局） 本日はご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第1回上越市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。

なお、本協議会は規則第3条第2項にありますように委員の過半数の出席が成立要件となっております。本日は半数以上の委員にご出席

いただいておりますので、成立要件を満たしております。

(2) 委嘱状交付（公開）

司会（事務局） 初めに、今年度新たに委員をお務めいただく皆様に委嘱状を交付いたします。

各委員へ委嘱状を手交

(3) あいさつ（公開）

司会（事務局） 上越市教育委員会、市川教育部長がご挨拶を申し上げます。

市川教育部長 ご多用の折、本日の協議会にご参加くださいましたことに心から感謝申し上げます。

あいさつ

ご承知のとおり、いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。また、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許される行為ではありません。

上越市では、平成7年、中学生がいじめを苦しめた内容の遺書を残して自らの命を絶つという痛ましい出来事が起きました。市では、このような出来事を二度と起こさぬよう、子供の命と人権を尊重した学校づくりを最優先に掲げ、児童生徒に差別や偏見をなくし、他を思いやる心を育成するために同和教育を中核として人権教育を推進してきました。また、学校における未然防止や早期発見、即時対応の取組を推進し、「学校訪問カウンセラー」、「こどもほっとライン」を設置するなどして、児童生徒や保護者からの相談を受ける環境を整えてきました。

平成29年3月に改定された国の「いじめの防止のための基本的な方針」を受け、平成31年3月に「上越市いじめ防止基本方針」を改定いたしました。特にいじめ問題への組織的対応の強化や早期発見に向けた対応の充実が図られています。

令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が制定され、今年度「新潟県いじめ防止基本方針」が改訂される予定です。当市におきましても、いじめ防止基本方針の改定に向けて準備していく必要があります。

いじめは「どの学校、どの学級、どの児童・生徒にも起こり得る」問題です。いじめに悩む児童生徒を救うため、基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係者が連携することが必要です。本協議会が、「いじめを生まない、見逃さない、許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に向けて各団体がベクトルを合わせて活動するための調整の場となることを祈念し、開会の挨拶といたします。

(4) 委員自己紹介、役員確認（公開）

司会（事務局） ここで委員の皆さんから自己紹介をお願いしたいと思います。

自己紹介 各委員、順次、所属や業務概要等を踏まえ自己紹介を行う。

司会（事務局） 続いて、会長・副会長を紹介します。会長は小山彰（こやましょう）

会長・副会長 様、副会長は笠原文臣（かさらはらふみおみ）様です。

の紹介

(5) 説明（公開）

① 上越市いじめ問題対策連絡協議会について

② 上越市いじめ防止基本方針及び設置に関する組織と関係条例・規則について

司会（会長） 次に、説明に移ります。ここから議事進行は、規則第3条により、会長をお願いいたします。

会長の小山と申します。会長として議事の進行を行います。よろしく
お願いします。

それでは、初めに、上越市いじめ問題対策連絡協議会設置の趣旨につ
きまして、関係する法令や条例・規則を含めた説明を、事務局お願いし
ます。

説明（事務局） 資料に基づき説明

司会（会長） 次に、上越市いじめ防止基本方針及び基本方針に係る3つの組織に
ついての説明を、事務局お願いします。

説明（事務局） 資料に基づき説明。

司会（会長） 今ほどの説明に対し、ご意見、ご質問等がありましたらお願いしま
す。・・・《質疑なし》

司会（会長） ないようでしたら、次に進んでよろしいでしょうか。

（異議なし）

以上で説明を終わります。次の協議につきましては、具体的な学校名
や場合によっては個人名も出ますので、非公開となります。報道関係の
皆様は、ここでご退席ください。・・・《報道機関傍聴なし》

司会（会長） それでは、協議に入ります。(1)上越市のいじめの実態に基づくいじめ
防止等のための取組について、事務局から説明をお願いします。

(6) 協議（非公開）

①上越市のいじめ実態に基づくいじめ防止等のための取組について

②事例検討

③その他

(7) 閉会（公開）

司会（事務局） 第1回上越市いじめ問題対策連絡協議会は以上で終了とさせていただきます。委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。ありがとうございました。

9 問合せ先

教育委員会学校教育課指導係 TEL : 025-545-9244（内線 1123）

E-mail : J-gaku@city.joetsu.lg.jp